

美里町養育費に関する公正証書作成費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、ひとり親に対し、養育費に関する公正証書の作成に要する経費を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親 現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者であって、対象児童を養育しているもの又は離婚協議中で離婚後に対象児童を養育する予定の者をいう。
- (2) 対象児童 養育費の取り決めの対象となる者をいう。
- (3) 養育費 経済的又は社会的に自立していない対象児童が自立するまでに要する費用をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、次のいずれにも該当するひとり親とする。

- (1) 町に住所を有する者又は第6条の申請をした日から6月以内に町に住所を有する予定である者
- (2) 養育費に関する公正証書の作成に要する経費を負担した者
- (3) 公正証書により養育費を受け取る権利を有している者
- (4) 対象児童を現に養育している者
- (5) この告示の規定に基づく補助金の交付を過去に受けていない者
- (6) 国又は他の地方公共団体から同一の事案に係る公正証書の作成に関する補助又は助成を受けていない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、公証手数料令（平成5年政令第224号）第2章に規定する証書の作成の手数料その他養育費の取り決めに関する公正証書を作成するために要した経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、43,000円を上限とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、公正証書を作成した日から3

月以内に、美里町養育費確保支援事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、当該書類の内容を公簿により確認することができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 申請者及び対象児童の住民票の写し
- (2) 補助対象経費に係る領収書その他支払いを証する書類の写し
- (3) 養育費の取り決めに関する公正証書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請をした日から6月以内に町に住所を有する予定である者は、前項に掲げる書類のほか、誓約書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定して、美里町養育費確保支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（取消し等）

第8条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対しては、補助金の交付決定を取り消すものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付決定の取り消しをしたときは、当該補助金の交付を受けた者に対し、美里町養育費確保支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するとともに、補助金の返還を請求する。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、令和6年6月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（交付申請等に係る特例）

2 令和6年4月1日からこの告示の施行の日前までに支払った補助対象経費に係る第6条第1項の規定については、同項中「公正証書を作成した日から3月以内」とあるのは「令和6年8月31日まで」とする。